分担研究・計画の推進方策に関する研究

心の健康づくり事業の推進に関する研究

高野 陽・中村 敬・加藤忠明・庄司順一 川井 尚・小山 修・長坂典子・加藤博仁 加藤則子1)・宮中文子2)・山田和子1)・ 浦園その子3)

要旨

各市町村において、母子保健計画が策定され、その目標に向けて種々の事業が実践されつつある。その計画のなかにも、育児をしている母親の不安の解消や、子どもの健全な心の成長を期待するための対策の必要性を示している地域も少なくない。そのような背景のもと、今年度から市町村の母子保健事業として、子どもの心の健康づくり対策事業が導入された。その事業を推進する職種や人材の質的向上の必要性が指摘され、特に、規模の小さい地域においては、その推進における人材の確保に困難なことがあり、それに必要な研修等のあり方について検討し、研修技法、研修内容等の方向性を提示した。

その場合、子どもの心づくり対策事業として示されている、虐待対策、出産前後の支援 対策を対象事業とした。さらに、育児上の問題発生の誘因となる母親の育児不安解消に関 する基本的対策についても検討した。

見出し語

心の健康 育児不安 虐待 カウンセリング 研修

I. 研究目的

各市町村において、母子保健計画が策定され、それに応じた保健活動が実施されていかなければならない。この中において、今日、子育てには多くの問題が発生し、大きな社会的な問題になっている。特に、子

どもの心の健康障害、母親や家族、その他 の大人による子どもの不適切な養育が多発 している。このような問題への早急な対応 は母子保健上においても不可欠なことであ る。

日本子ども家庭総合研究所

- 1)国立公衆衛生院
- 2) 京都府立医科大学医療技術短期大学部
- 3)全国保健センター連合会

このような事態のもと、今年度から市町村 の母子健康事業として、子どもの心の健康 づくり対策事業を導入することとなった。 その内容は、母親の育児不安の解消、虐待・ いじめ等の社会的問題への的確に対応でき るように市町村が実施する保健活動とされ ている。時代の条件に適応した事業である ことはいうまでもない。その適切な運用は 非常に重要な意義をもつことになる。新し い事業として実施できる地域は、ある程度 限定されることが予測できる。その場合の 一つの要因として、規模の余り大きくない 地域における事業の実施である。その場合 を予測し、その適切な運用における問題を 明確にし、その問題の解決対策を確立し、 さらに、その対策に向けての具体的な方法 を提示する。また、この事業の実施に際し て、各事業の担当者に対する研修のあり方 を提示することを目的とする。

Ⅱ. 研究方法

研究の手順を下記のように定めた。 すなわち、

(1)子どもの心の健康づくり対策事業の導 入上の問題の究明とその対応策の検討

先ず、研究対象として取り上げる子ども の心の健康づくり対策事業について、その 実施における問題点を明確にする必要があ る。子どもの心の健康づくり対策事業を市 町村に導入するに際する基本的な問題点、 地域特性による問題点の確認を行う。提示 された問題点の解消における対策等の検討 を行う。

保健所等に勤務している保健婦を対象に、 その地域において、子どもの心の健康づく り対策事業導入に際する問題点を聴取する。 (2)子どもの健康づくり対策事業の担当者の研修に関する検討

市町村における人材の育成と視点から、 子どもの心の健康づくり対策事業のうち、 ①出産母子支援事業、②虐待対策事業を対 象とした。また、育児不安をもつ母親が多 いことから、育児不安解消に関する研修の あり方について検討する。

Ⅲ. 結果および考察

1. 事業導入に際する問題点とその対応策 について

1)研究方法

国立公衆衛生院の専攻課程看護コースに 在籍する保健婦のうち、各保健所において 母子保健担当者または母子保健領域に関心 の高いもの8名から聞き取り調査を行った。

聞き取り調査の内容は、①子どもの心の 健康づくり対策事業の必要性、②必要な場合における具体的対応策、③実施における 問題点、④各地域における具体的問題点、、 ⑤問題点解消の対策、⑥担当者の資質とそ の向上における対策、等である。

2)結果と考察

(1)事業の必要性

今日の育児実態からみて、子どもの心の 健康づくりに関する事業の必要性は認められる。すなわち、身近に育児の支援者が存在しない・身近に育児仲間がいない・多様 な育児情報に混乱していることなどで育児 不安をもつ母親が多くなったこと、虐待事 例が見聞されること、母親自身が虐待不安 に陥っている、など、適切な育児ができない母親や家族が地域内で認められている。 それが子どもの順調な発育発達に障害を及 ぼし、子どもの心の健康障害をもたらした ことが予測される。この点からも地域内で 十分に対応できる機会は設ける必要がある。 (2)具体的対応策

独立した相談事業として確立させること が必要である。各種の健康診査や健康教育 で、事例が的確に発見できることが必要で ある。

軽度のものは、各種の健康診査や保健指導、健康教育等等の保健サービスにおいても、育児不安への対応、できる相談や遊びなどを通じて子どもの心の健康対策を実施できる場合もある。

(3) 問題点とその解決対策

実施する場合、担当者の選定と資質、連携期間が問題点として指摘される。

特に、小規模市町村では、担当すべき人材 はおらず、児童相談所等の機能にも限界が 認められることが多い。この人材の確保と その資質の向上対策が重要な課題となる。

連携に対しては、地域の各職種の問題意 識の共有化を明確にすることが必要である。 関連職種や人材にいろいろな機会を通じて 問題意識を高める努力が必要である。

事業の実施に当たっては、研修等を通じて、基本的知識や技能の向上を日頃から図る。しかし、小規模な地域は言うまでもなく、その他の地域においても、専門的な研修を実施する場合,講師等の人材の確保・専門的な課題や内容の選定等の基本的研修実施方法の確立上の問題が山積みしている地域が少なくない。

3) 小括

保健所勤務の保健婦がその所轄地域の実態に基づいて、子どもの心の健康づくり対策事業の実施に際しての課題を提示した。 各地ともその事業の実施の必要性を認める ものの、担当する職種や人材の確保とその 事業に関する目的にあった資質の向上の必 要性を指摘している。その解決対策として の研修についても、地域の条件に問題点も 少なくないことが指摘された。

2. 子どもの心の健康づくり対策事業の推進における研修のあり方の検討

1)研究方法

子どもの心の健康づくり対策事業のなかに、各事業の担当者に対して研修を 実施するように指示されている。その 研修事業を推進していくてために必要 な知識及び技術についての検討を行い、 各地域で研修を実施する場合の参考資 料の提示を目的とした。

今回の検討にあたって、心の健康づくり対策事業のうち、虐待対策、出産 母子支援対策に視点を当て、さらに、 これらの事業の原点ともいえる育児不 安解消対策も検討対象とした。

2) 結果及び考察

各事業ごとに、検討の必要性をはじめとしてそろぞれまとめて報告する。 その内容は、①児童虐待防止、②出産前後母子支援事業、③育児不安解消、 に関する研修とする。

3) 小括

市町村において子どもの心の健康づくり対策事業を推進していくためには、適切な人材の確保が基本となる。特に、心理領域の基本的習得が少ないと考えられる職種のなかで、心の健康づくり対策の事業の内容とされる虐待対策、育児不安解消の相談を担当する人材に対しては、この分野での研修の必要度は高いといわなければ

ならぬ。その研修においては、 個々の母 親や家族の育児実態、家族関係、地域特性 と育児の関係、連携の必要性等の基本的理 解が基盤で、さらにそれぞれの職種の専門 性を十分に発揮させることができることが 必要である。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用 論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります

要旨

各市町村において、母子保健計画が策定され、その目標に向けて種々の事業が実践され つつある。その計画のなかにも、育児をしている母親の不安の解消や、子どもの健全な心 の成長を期待するための対策の必要性を示している地域も少なくない。そのような背景の もと、今年度から市町村の母子保健事業として、子どもの心の健康づくり対策事業が導入 された。その事業を推進する職種や人材の質的向上の必要性が指摘され、特に、規模の小 さい地域においては、その推進における人材の確保に困難なことがあり、それに必要な研 修等のあり方について検討し、研修技法、研修内容等の方向性を提示した。

その場合、子どもの心づくり対策事業として示されている、虐待対策、出産前後の支援 対策を対象事業とした。さらに、育児上の問題発生の誘因となる母親の育児不安解消に関 する基本的対策についても検討した。